

平成28年3月8日
平成27年度 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第2回)

地域のインフラを支える企業を確保する ための入札契約方式

現状と課題

平成25年度第2回懇談会資料より

- 地方圏において、従業者10人以上の建設企業の数が大幅に減少
- 平成11年以降、リース業者の建設機械の保有台数は横ばいの一方、建設業者の保有台数は減少
- 地域のインフラを支える建設企業が確保されないことによる地域防災体制の確保への懸念

論点①：「地域のインフラを支える企業」とは、どのような資質・能力を有している企業なのか？
他の建設企業との違いはどこにあるのか？

検討の方向性

- ①「地域のインフラを支える企業」とは、地域に精通するとともに、非常時には迅速かつ適切に対応(施工)できる能力(一定規模の人員・資機材の体制を含む)を有する企業とする。

論点②：発注者は「地域のインフラを支える企業」のどのような項目を評価すればよいのか？

- 地域のインフラを支える企業の評価項目は、地域での施工実績や災害時の初動対応が可能な企業であるか等の視点に基づくものとする。
- 検討にあたっては、災害協定を公募する際の評価項目等を参考にする。

論点③：「地域のインフラを支える企業」には平常時にはどのような業務・工事を担ってもらうべきか？

- ② 地域のインフラを支える企業の評価項目は、地域での施工実績や災害時の初動対応が可能な企業であるか等の視点に基づくものとする。検討にあたっては、災害協定を公募する際の評価項目等を参考にする。
- ③ 維持修繕工事など、当該地域への精通度が品質に一定程度寄与する工事等は、地域のインフラを支える企業に担ってもらうよう検討する。
- ④ 現行の入札契約制度で対応できる取組みの検討を行う。
- ⑤ 海外の入札契約方式をモデルケースとして、現行制度の取組みの更なる改良方策等について検討する。

地域のインフラを支える企業を確保するための入札契約方式

検討の方向性③

平成25年度第2回懇談会資料を一部(下線部)改編

維持修繕工事など、当該地域への精通度が品質に一定程度寄与する工事等は、地域のインフラを支える企業に担ってもらうよう検討する。

※施工実態等を踏まえた維持修繕工事の適正な積算基準の設定は別途検討する

- 日常時： インフラの機能及び構造の保持、回復を目的とする日常的な維持修繕工事
 (地域に精通していることが工事の品質に一定程度寄与する維持修繕工事及び小規模改良工事)
- 非常時： 自然災害(地震、大雨等)やその他異常時における初動対応

	河川	道路
日常時	<ul style="list-style-type: none"> ○河川維持 河川巡視、除草 堤防養生、清掃 (塵芥処理、水面清掃) 等 ○河川修繕 堤防補修、構造物補修 等 ○小規模改良 堤防補強 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路維持 道路巡回、道路清掃 舗装の部分補修、除雪 等 ○道路修繕 舗装補修、トンネル補修 等 ○交通安全対策 交差点改良、歩道設置 等
非常時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害応急対応 緊急点検 応急復旧 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害応急対応 緊急点検 道路啓開 応急復旧 等



堤防除草



堤防補修



応急処理



舗装の部分補修



法面防災対策



緊急点検

検討の方向性④: 現行の入札契約制度で対応できる取組

平成25年度第2回懇談会資料より

現行の入札契約制度で対応できる取り組みとして以下を検討

○ 事前に協定※を締結した企業に対し発注(協定締結を参加要件に設定)

※ 地域内で関係する工種の工事実績を持ち、災害時の初動対応が可能な個々の企業と結ぶ協定

または

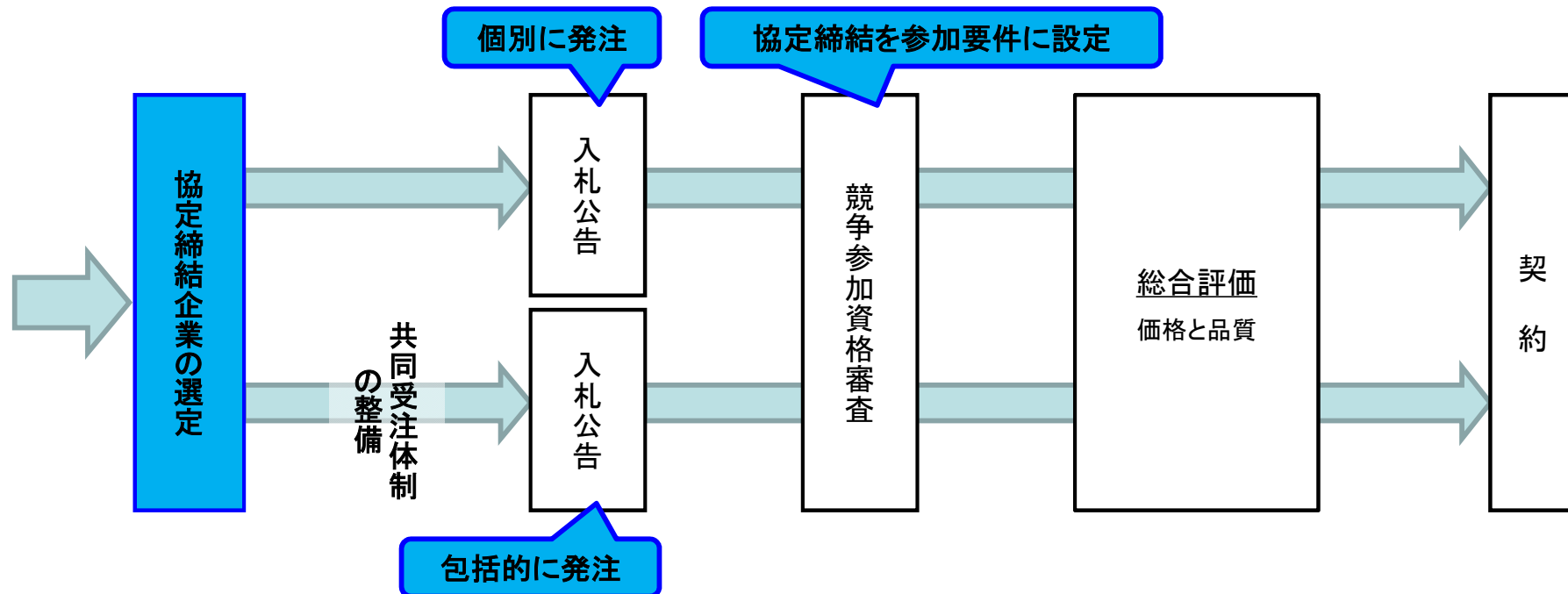
※ 業界団体と結ぶ協定の場合は、

個別企業の担当箇所・役割が明確にされているなど、個々の企業と結ぶ協定に準じているもの

○ 共同受注を目的とする企業体※が整備されている地域では包括的な発注

※ 地域維持型JV・事業協同組合を想定

○ 事前に協定を締結した企業に対し発注



検討の方向性⑤

平成25年度第2回懇談会資料より

海外の入札契約方式をモデルケースとして、現行制度の取組みの更なる改良方策等について検討する。

英国において実施されている「フレームワーク合意方式」を参考として

■ フレームワーク合意方式の特長(メリット)

- 入札契約手続き期間の短縮(個別特定案件毎の公示等手続き期間が短縮)
- 入札契約手続きの効率化(個別特定案件毎の入札手続きに必要な資料作成や審査が軽減)
- 受発注者間の持続的なパートナーシップの関係が構築
- 長期的契約で、企業は最適な契約履行計画をたて、予算・人材・機械・材料等の有効活用を図ることが可能

■ 現行制度(協定締結・共同受注方式)の更なる改良に向けた視点

- 締結する協定項目・内容の検討(工事内容や地域の事情等を考慮)
- 協定締結までのプロセスや選定・審査方法の更なる改善
- 協定締結後の個別(包括的)工事発注時の入札・契約手続きの効率化・簡素化

これまでの懇談会における議論の方向(まとめ)

【基本的な考え方・目的意識】

インフラの維持管理や非常時の対応に備え、各地域に、実力ある「地域のインフラを支える企業」が一定数存続することが求められる



地域によらず、継続的に存在する地域密着型工事の入札方式の工夫により、「地域のインフラを支える企業」の確保・育成につなげるべき

【主なご意見】

- 建設投資が減る中、地方のインフラを支える企業をどう確保していくかを検討することは大事
- 人や資機材の見通しを立てるため、複数年契約が望ましい(落札できなかった場合のリスクを懸念する企業からは反対の意見もある)
- 維持の担い手確保には、維持工事と一般土木の実績を共通化することも一案
- 維持管理等や災害対応は、地域を熟知した者が担うべきで、競争的な入札に馴染みにくい
- 英国フレームワーク方式、米国MACを参考とすべき
- 育てるべき企業のロングリストをつくって、その中で契約していくということをするべき
- 複数企業が存続することが必要であり、狭い中の競争で一人勝ちとならないような仕組みを考えるべき

検討の具体化に向けた方針

- 既存の取り組みの検証から新たな制度の必要性、その枠組みを検討

① 既存の取り組み： **災害協定等を中心に加点評価**する総合評価落札方式

災害協定等を評価することによる「地域のインフラ支える企業」確保の効果の検証

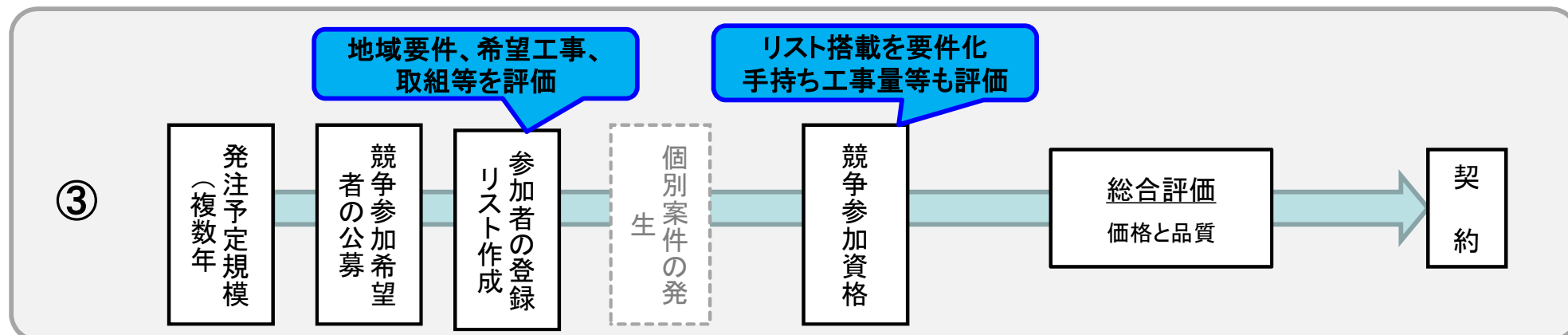
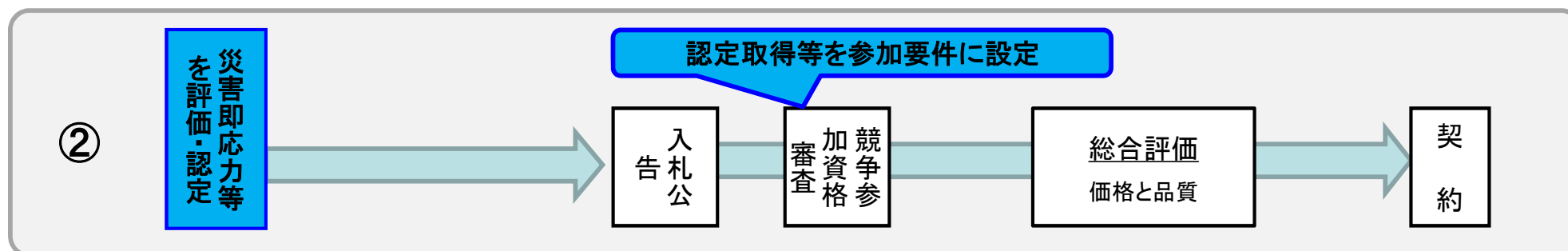
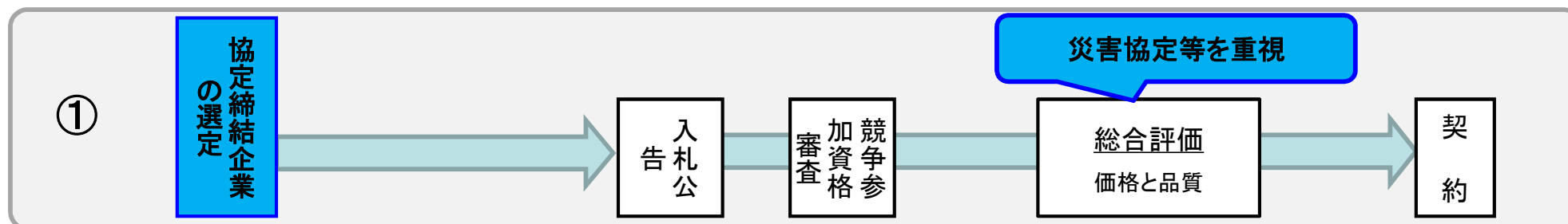
② 災害への即応性等を評価する事項を**入札参加要件**とする入札方式の検討

入札参加要件とする事項
企業の絞り込みの程度と競争性確保への配慮

③ 英国フレームワーク方式を参考とする方式の検討 (複数工事を対象とした競争参加者のリスト化)

入札契約方式のイメージ

- ① 既存の取り組み： 災害協定等を中心に評価する総合評価落札方式
- ② 災害への即応性等を評価する事項を、入札参加要件とする入札方式
- ③ 英国フレームワーク合意方式を参考とする方式(複数工事を対象とした競争参加者のリスト化)



関東地方整備局
 取り組み事例

地域防災担い手確保型総合評価落札方式

■ 試行概要

災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、地域インフラの担い手確保が必要
 → 企業における防災に関わる取り組み態勢・活動実績について高く評価を行う

(対象工事:分任官工事〔施工能力評価型〕)

○工事規模 : 施工能力評価型 (3億円未満)

○評価点 : 30点満点

- ①地域精通度 (本店所在地の有無) : 5点満点【災害時の迅速な施工体制〔人員・資機材〕を評価】
- ②基礎的事業継続力の認定の有無 : 5点満点【災害時における企業の事業継続力を評価】
- ③災害協定の有無 : 5点満点【災害時の取り組み姿勢を評価】
- ④災害活動実績の有無 : 15点満点【災害時における活動実績・内容を評価】

○評価内容 :

- ①地域精通度 (本店所在地の有無)
 【当該施工都県内※ (5点)・それ以外 (0点)】※半径〇〇km圏内の市町村等
- ②基礎的事業継続力の認定の有無
 【認定あり (5点)・認定なし (0点)】
- ③災害協定の有無
 【発注担当事務所の協定締結 (5点)・本局及び他機関の協定締結 (3点)・協定締結なし (0点)】
- ④災害活動実績の有無 ※適用は施工都県内を対象
 ※対象期間は過去5年間 (平成22年4月1日以降)とし、実績数は最大3回まで
 【関東地方整備局 (本局及び発注担当事務所) 災害協定に基づく所管施設の緊急復旧工事の実績 (5点×最大3回)】
 【他機関の災害協定に基づく災害活動実績〔所管施設の緊急復旧工事及び資機材運搬等〕 (3点×最大3回)】
 【それ以外の災害活動実績 (3点×最大3回)】
 【活動実績なし (0点)】

災害協定の概要

【災害協定の目的】

災害の発生時、または発生のおそれがある場合に、対策業務に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、確保・動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【応募企業の審査内容(例)】 欠格事項がないかを確認

	協定締結の応募資格	技術審査の項目
国道事務所 の例	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事の競争参加資格を有すること 県内に本店、支店または営業所を有すること 過去15年に県内で元請けとしての施工実績を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の施工実績(発注機関、施工規模) 協定締結希望区間の希望理由、参集場所から実施希望区間までの距離 他機関との同様の協定締結の状況(要請重複時の対応) 提供可能な建設資機材(動員可能量、自社保有率) 人員配置及び参集場所(出勤可能な技術員、作業員、オペレータの出勤可能人員、自社比率)
河川事務所 の例	<ul style="list-style-type: none"> 一般土木、維持修繕工事の競争参加資格を有すること 対策訓練、講習会を開催する場合に参加できること 必要な災害補償制度に加入していること 	<ul style="list-style-type: none"> 技術者の出勤可否(技術士、土木施工管理技士、建設機械施工技士) 作業員の出勤可否(協力会社含む) 過去15年の当該事務所工事の元請施工実績、過去の災害協定実績 過去2年の工事成績評定点(平均) 出勤可能な建設機械の保有(リース等含む、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック)

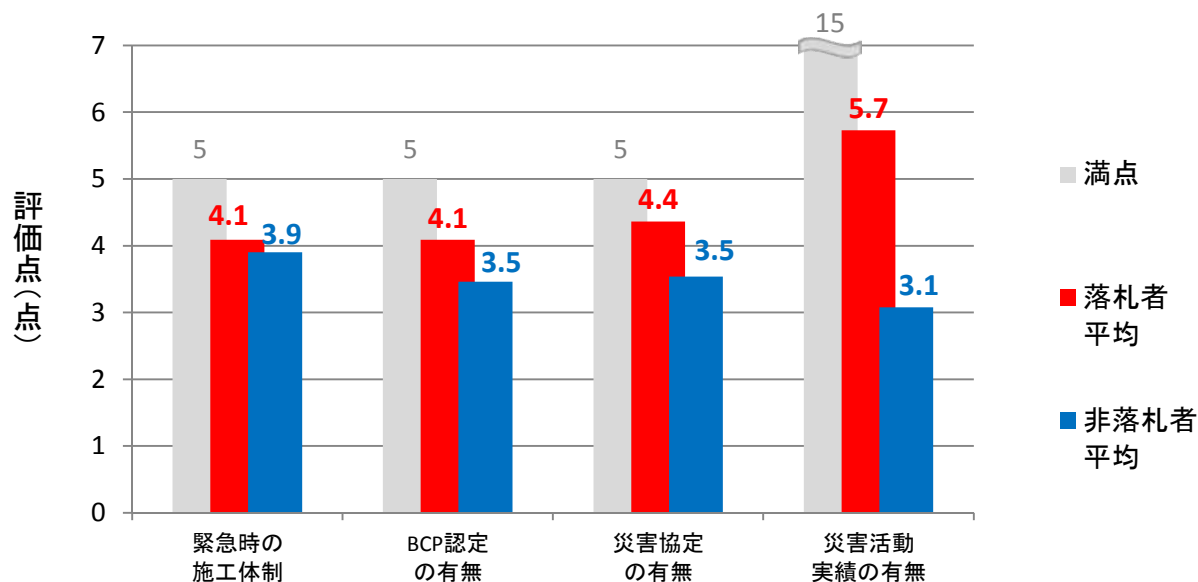
入札における災害協定の評価について

- 災害協定締結により、広く非常時の協力企業を確保する効果
- 入札においても広く地域への精通度・貢献度を評価する上で活用としているが、「地域のインフラを支える企業」を選定する観点からは、対象者が広すぎる可能性

関東地方整備局の災害協定締結件数(建設部門)

	協定締結件数	備考
地方整備局(本局)	13協会	
事務所	合計 609社 平均 23.8社/事務所	最大76社

注:災害協定の締結については、地方整備局によってバリエーションがあり、締結相手に関しても業団体(協会)のみと締結する地整、個別企業とも締結する地整がある



※地域防災担い手確保型総合評価方式で契約済みの11工事を対象に集計

(参考)BCP認定の概要 (関東地整の例)

【認定制度の目的】

建設会社が備えている事業継続力を評価し、認定証の発行・公表を行うことにより、建設会社におけるBCPの策定を促進し、もって関東地整の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とする

【認定評価の内容】「確認ポイント」を主眼に、書類および面接により評価

確認項目	確認内容	確認ポイント
重要業務の選定と目標時間の把握	受ける被害の想定、重要業務の選定 目標時間の把握	災害対応を行える内部体制となっているか
災害時の対応体制	社員及び家族の安否確認方法 二次災害の防止、災害対応体制 災害対策本部長の代理者及び代理順位	地整等の行政機関と連絡できる体制が整っているか
対応拠点の確保	対応拠点、代替対応(連絡)拠点の確保 対応の発動基準	災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか
情報発信・情報共有	発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村との相互の連絡先の認識 施工中現場の連絡先等の認識、災害時にも強い連絡手段の準備	災害時に有効に機能するための訓練を実施しているか
人員と資機材の調達	自社で確保している資源の認識 自社外(協定会社など)からの調達についての連絡先の認識	
訓練と改善の実施	訓練計画、事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画 事業継続計画の現状の課題と今後の対応 訓練、事業継続計画の改善及び点検の実施状況(2回目以降)	

関東地方整備局「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」

BCP認定企業数： 529社

新たな評価項目の検討(論点)

基本的な考え方

「地域のインフラを支える企業」に期待される要件を評価して地域密着型工事の入札を行うことを検討

- 地域の社会・自然環境やインフラの状態への精通
- 災害等発生時の対応能力(資機材、人員、技術力、経験)

考慮すべき事項： 地域密着型工事の入札を「地域のインフラを支える企業」の確保・育成につなげる観点からは、高評価を得られる企業が一定程度に限定することが望ましい

今後の検討に向けた論点

論点	考え方・検討方針案
1. どのような評価項目で「地域のインフラを支える企業」が評価できるか	<ul style="list-style-type: none"> • 災害協定の審査項目等を基本に、より高度な対応能力を評価してはどうか
2. 活用方法は、総合評価の加点項目か競争参加資格か	<ul style="list-style-type: none"> • 競争参加資格としての活用が有効と考えられるが、入札においては一定の競争性確保にも配慮が必要か
3. こうした入札を行う対象とする工事の範囲、量をどう考えるか	<ul style="list-style-type: none"> • 維持工事、小規模な改良工事など、評価する内容と対象工事の品質との関連性をどの程度求めるべきか • 工事量については、試行的に着手し、状況を検証しつつ拡大する方向か

(参考) 英国フレームワーク方式の概要

- 英国道路庁では、2008年に導入されたフレームワーク方式を改善したCDF(Collaborative Delivery Framework)方式を2014年から実施
- CDFは、道路事業の需要増に対して供給不足の懸念から中小企業育成を担うものと期待されている
- CDFでは4つのロットに対して「長期指名候補者(以下、「フレームワーク企業」という)」を選定し、フレームワーク合意(4年間+2年延長オプション)を締結
- 個別案件が発生した場合には、「フレームワーク企業」の中から簡易入札、随意契約で契約

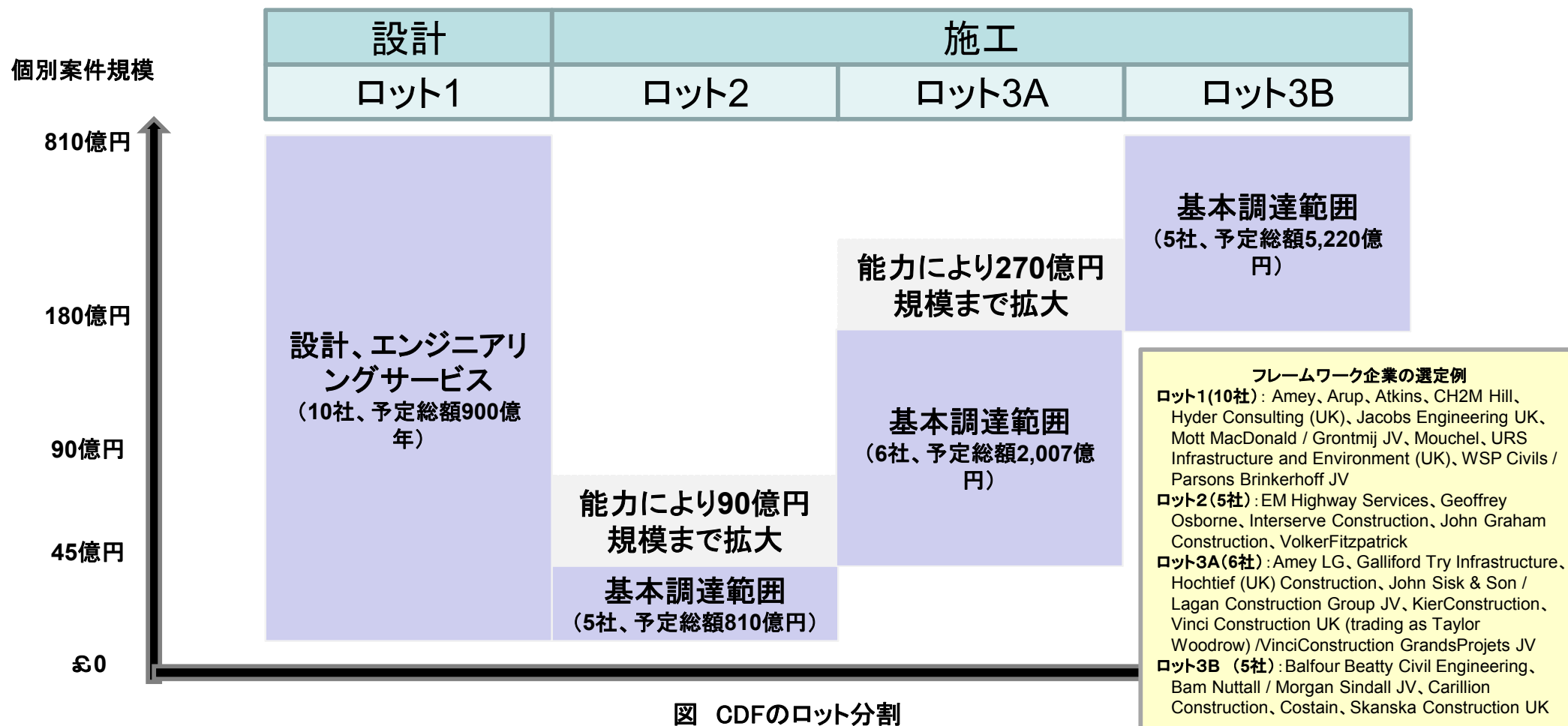


図 CDFのロット分割

(参考) 英国フレームワーク方式の概要

- フレームワーク合意の後には、フレームワーク企業の中から簡易入札(公示は不要)又は随意契約で請負業者を選定
- 簡易入札は、フレームワーク合意条件から望ましい企業を選定し入札、合意条件からは判断できない場合は、フレームワーク企業から複数指名し入札する
- 簡易入札での落札者は、価格競争、技術・能力競争又は総合評価で決定される。

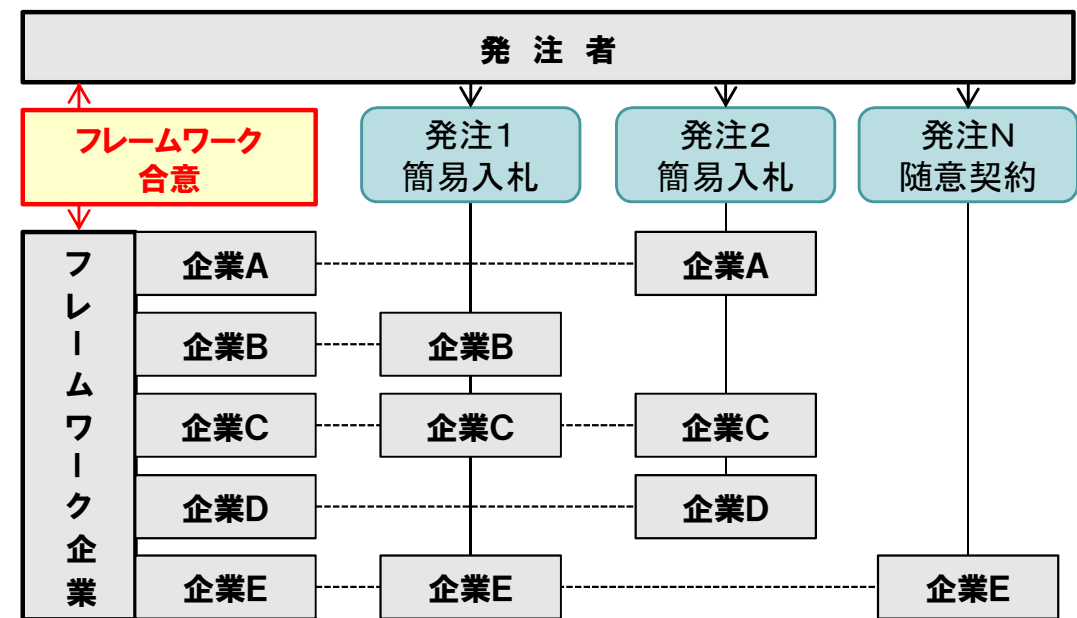


図 フレームワークでの個別特定案件の請負業者の選定方法

- ①随意契約:
 - ・フレームワーク合意で定めた条件から最も望ましいと判断できる企業を選定することができる場合。
- ②簡易入札:
 - ・フレームワーク合意で定めた条件から最も望ましいと判断できる企業が複数いる場合、それらの企業による入札。
 - ・フレームワーク合意で定めた条件からだけでは、最も望ましいと判断できる企業を選定できない場合は、フレームワーク企業から指名した複数企業による入札。

図 フレームワーク方式の入札と通常指名の入札手続

※「英国の公共事業フレームワーク入札方式－発注者と長期指名候補者の事前合意締結制度－」(荃本信一、経済調査研究レビュー 2012.9 Vol.11)を参考に作成。

(参考) 英国フレームワーク方式の概要

- フレームワーク企業の選定は、品質スコアと価格スコアを7対3で重み付け評価した点数を用いる。
- 価格スコアは、間接比率、フィー、労務費、仮想案件価格の4つの項目について重み付け評価する。
- 品質スコアは品質に関する提言、方法論、行動、指定指標に対する提案(ロット3A,3Bのみ)の各項目の点数を重み付け評価する。
- 品質の提言については、アプローチと根拠の2つの観点から評価し、低いほうの点数を採用する。

品質スコアの例(ロット3A,3B)

技術提案の各項目(プロジェクトマネジメント等)について定性評価

ケーススタディ、ワークショップ、インタビュー等を実施し5段階で評価

リーダーシップ、協働、サプライチェーン等の6つの指標に関する提案を求めて5段階評価

会社	品質の提言 (25%)	方法論 (15%)	行動 (45%)	StART (15%)	合計点	スコア
A社	73.6	70	76	55.4	55.4	88
B社	67.5	73.3	86	70.5	70.5	95
C社	72.5	83.3	76	64.5	64.5	91
D社	75	70	92	75	81.9	100

価格スコアの例(ロット2,3A,3B)

会社	間接比率 (25%)	フィー (25%)	労務費 (15%)	仮想案件価格 (35%)	合計点	スコア
A社	100	90	96	100	96.9	100
B社	94	100	100	98	97.8	100
C社	98	100	89	93	95.4	98
D社	100	100	94	88	94.9	98

会社	品質スコア (70%)	価格スコア (30%)	総合評価
A社	88	100	91.6
B社	95	100	96.5
C社	91	98	93.1
D社	100	98	99.4

図 英道路庁CDFによるフレームワーク企業の選定方法例